

測量等業務設計変更等取扱要領の運用方針及び留意事項

第3条 協議等の取扱い

- 1 発注者は、業務委託料の増減を伴う協議等の場合、協議書等に概算増減額を明示すること。
- 2 協議書等は、正本を発注者、副本を受注者が保管すること。
- 3 発注者は、整理表等により設計変更の経緯、増減額を把握できるようにしておくこと。
- 4 受注者発議による協議書等を受け付けたときは、直ちにその旨を総括調査職員に報告すること。
なお、回答を要しない協議書等については、受付後直ちに総括調査職員に報告する必要はない。

第5条 契約変更の取扱い

業務目的物を変更、追加する場合、業務履行期間を延伸する場合は、金額に関係なく、その都度契約変更する必要がある。

